

講 演

ニューヨーク市立大学（CUNY）ロースクール
における統合法学教育スティーブン・ザイドマン
福田健治（訳）

I. ニューヨーク市立大学（CUNY）ロースクールの紹介

まずはニューヨーク市立大学（CUNY）ロースクールの概要を紹介する。CUNYの特徴が、我々のロースクールのカリキュラムを方向付けている。

1970年代初め、アメリカには多数の弁護士がいるものの、公益や社会正義活動にキャリアを投じる者は極めて少数であり、無数の人々の満たされていない法律上のニーズがさらに急増しているという問題に対処すべく、先駆者のグループが新たなロースクールを設立しようとした。「人々のニーズに奉仕する法」（後にロースクールのモットーとなる）に身を捧げようという学生を募集し教育することで、司法アクセスの危機を解決することがその目的であった。

このビジョンを現実化するには、公的資金が必要だった。最終的に、政府は（市と州の資金の複雑な調整を経て）、CUNYロースクールの設立に同意した⁽¹⁾。1983年に開校したCUNYロースクールは、当初から、公益・公共サービスのために学生を教育することを使命として掲げる全米で唯一のロースクール

(1) ニューヨーク州には当時すでに13のロースクールがあったことを考えると、このこと自体が大きな達成である。相当の州の資金を受けているのはこの中の1校（州立大学バッファロー校ロースクール）だけだったが、それでもなお、見た目上飽和している市場にさらにロースクールをもう1校加えるというアイデアに州議会議員が躊躇するのではないかという懸念が存在した。おそらく、CUNY独自の公益というミッションが決定的要因となったと思われる。

だった。その後すぐに、CUNYの使命は、「法曹の多様化」も含むことになった。開校最初の学年から、伝統的に法曹において少数であるグループ（有色人種、親が大卒でない人たち、最近の移民など）を積極的に入学させようとした。

CUNYの独自の使命と設立者たちの改革指向は、伝統的なロースクール・カリキュラムと法学教育へのアプローチについての再評価にもつながった。当初の教授陣⁽²⁾の間には、法学教育が停滞しており、不必要かつ不適切に法理論にのみ注力しているという共通の感覚があった。事実関係は不変であり、ケースブックの紙上のみ存在していた。学習対象である訴訟事件に至った問題を抱えていた当の人間は、よくても脚注に埋没していた。

教授法も同様に停滞していた。多くの教師は、各生徒をあてて検討中の事件について肉付けさせる問答法、ソクラテスメソッドを用いていた。学生はめったに指されず、実際に生きた法律を経験する機会もなく、ましてや弁護士としての役割に身を置くことなどなかった。

CUNYにおいては、すべての授業において、「人間」という要素を意識的に統合し強調している。裁判所における訴訟に至った様々な要素や、判決が予想可能な未来において当事者や第三者に与える影響について、学生に尋ねる。さらに、最終学年におけるクリニック授業に結実することになる集中的かつ普遍的な一連の経験型教育を導入した⁽³⁾。すべての学生が、卒業のためにクリニックを取らなければならず、またクリニック授業の単位は、他のロースクールよりかなり多い。これらは、ロースクールがクリニックを重視していることを明らかにしている。さらに、経験型授業は、特に必修科目であるローヤリング・セミナーを通じて、第1学年から導入されている。

ロースクールのプログラムの基本的な前提は、理論は実務から、法理論の抽象的な知識は実務上のスキルから、そして専門家の役割の理解は専門家としての経験から、いずれも切り離すことができないということだ。我々のカリキュ

(2) 公益に焦点を当てていることから、CUNYの教員の大多数は公益法務についての十分な経験者であった。

(3) 経験型教育には多くの正当性が存在する。法理論のよりよい理解と維持につながり、異なる経験は学生が最適な法分野を選択する機会となり、弁護士の役割を演じることは専門家としてのアイデンティティ形成を促進し、また特にCUNYにおいて重要なのは、実際の人、事件および主張に取り組むことで、ロースクール入学時のモチベーションを維持できることである。

ラムは、実務経験、専門家の責任および法律家のスキルを、各段階における法理論の学習と統合している。ローヤリング・カリキュラムの中心を構成しているのは、1992年のアメリカ法曹協会 (ABA) 「ロースクールとプロフェッションに関するタスクフォース」の報告書 (いわゆるマククレート報告書) において法律実務において成功するために不可欠と認識されているスキルである。すなわち、問題解決、法的分析と立論、法調査、事実調査、コミュニケーション (法律文書作成、口頭での議論)、相談、交渉、訴訟と他の紛争解決手段 (ADR)、法律業務の組織と運営、そして倫理上のジレンマの認識と解決である。

我々は、各学年において、ローヤリングと実務的スキルを教えている。1年生は、年間を通じたローヤリング・セミナー (I・II) におけるシミュレーションを通じて、臨床上の経験を積む。2年生は、各自選択する公益法務の分野において1セメスターのローヤリング・セミナーIIIを履修する。すべての3年生が、クリニックにおいて10~16単位を取得する⁽⁴⁾。

ロースクールのカリキュラムは、伝統的な法学教育の長所の上に成り立っている。必修科目は、通常の法理論の各分野をカバーし、伝統的法学教育の中心である法的分析と法的統合、論点の特定、規範の適用についての能力向上を確保する。これら中心的な法理論各分野の規範の内容と上下関係を学びながら、学生はさらに、法理論を脱構築し発展させるための理論的な視座、理解を豊かにするための社会、経済および政治的文脈、ならびに学習している法の正義への含意に鋭く焦点を当て続けることを学習する。

CUNYのカリキュラムは、実体法に関する授業の伝統的な狭い科目群への分類から、さらに一歩進めている。法律家が直面する法律問題は、分析的に分類された科目名毎に区切られて提示されるわけではない。そこで我々のカリキュラムは、このギャップを埋め、現実の法律家や依頼者が直面する、多くの側面を有する問題に対処できるような学生を育てている。すなわち、学生は不法行為法、刑法、民事訴訟法および家族法をそれぞれの授業で学び、またローヤリング・セミナーにおける模擬事件記録を用いたシミュレーション (たとえば市の賠償責任、警察官の責任、高齢者虐待の疑いを争点に含む) の授業においては、これら4つの実体法上の分野すべてを用いる。

-
- (4) 学生はクリニックを履修することもできるし、「実務クリニック」を履修することもできる。実務クリニックはエクスターンシップと類似している。他方、我々の伝統的なクリニックは学内のプログラムである。

共同作業は、重要な実務上のスキルであり、また価値ある学びの方法でもある。このためロースクールでは、学生の共同作業を推奨し、共同作業のスキルと実務とを身につけるための機会と枠組みを提供している。このアプローチは、伝統的な上下関係や法学教育の雰囲気を変えさせる効果を持っている。学生はほとんどすべての活動において協働するため、多くのロースクールで猛威を振るっている学生間の厳しい競争は、ここには存在しない。ロースクールの小さな規模と、望ましい教員・学生比率が、個人と専門家としての継続的な発展を最大化するために設計された支援的学習環境を促進している。我々は、試験は、学習の主人ではなくしもべであると考えている。このため CUNY のカリキュラムでは、学生の能力と進捗を評価するために、書面作成とシミュレーション活動に多くを依っている。ローヤリング・セミナーの講師は、学生の模擬事件に関する活動を指導するほか、「訓練中弁護士」は、学生と一緒に問題解決、ブレインストーミングおよび戦略の評価を行う。このアプローチは、共同作業への精神を涵養するだけでなく、学生が弁護士としての役割と責任についての個人的なセンスを養うことの困難と楽しさを経験する機会ともなっている。

公益というテーマと法理論上の視点は、カリキュラムを通じて統合されており、将来法律家になった際の活動の影響について、積極的かつ責任ある選択を行う能力を向上するように図られている。学生は、それぞれの経験から反省し学習すること、法律とこれが実際に運用されている社会上・経済上・政治上の文脈を認識すること、そして法律専門家の社会的責任への配慮とともに実務を行う法律家となることを学ぶ。

理論と実務を架橋し、経験型教育を用い、際だった公益法律家の多様な中核的人材を輩出するためのカリキュラムを開発し実施するにあたっては、多くの課題がある。経験型教育は、その準備・実施・振り返りを含め、教員の専門性と時間について相当の投資を必要とする。また、司法試験という、これまで以上の現実と障害が存在する。CUNY では、単に学部成績 (UGPA) やロースクール共通入学試験 (LSAT) のスコアで学生を選抜しようとはしていない。これらの点数は無関係ではないが、我々は CUNY の使命に忠実であろうとしており、際だった公益法律家になりたいとのコミットメントを有する多様な学生のグループを受け入れている。

学術的準備のレベルが異なる学生からなる授業をどのように教えるのがよいか。学生を実務に向けて準備するための経験型教育と司法試験の合格とをどう

両立するか。もちろん、我々は学生が司法試験に合格し、入学の理由であったところの社会正義のための法律実務に実際に取り組んでくれることを願っている。しかし同時に、司法試験の低い合格率は、社会的評価に影響し、応募者と入学者の減少をもたらし、結果として学費収入の減少を招くことになる。過去に、司法試験合格率が州平均を下回った際には、ロースクールはCUNYの大学本部からの、入試基準 (UGPA・LSAT) を引き上げるようにとの圧力を受けることになった。引き上げは多様性に負の影響をもたらすと反駁しがたいように思われる証拠があるのに、である。

我々は、学生が十分に司法試験に備えることができるよう、必要なステップを踏んできた。すべての授業の担当教員は、試験問題について、司法試験の形式や内容を踏まえるよう試みている。我々は、法理論や力を入れているローヤリングのスキルと価値のほかにも、アカデミックな技術 (たとえば判例の精読、ノートテイキング、時間管理) を教えることにも十分に意を払っている。学生に対し、司法試験でよく問われる分野に関するたくさんの選択科目から履修するよう推奨している。さらに、司法試験の内容と形式に直接的に焦点を当てた単位付きの授業を追加した。もちろん、司法試験について教えることと、21世紀における有能な公益法律家とは何かを教えることとの間には、潜在的な緊張が存在するが、今のところ我々は正しいバランスを保つことができていると考えている⁽⁵⁾。

II. カリキュラムを通じた経験的教育の例

CUNY ロースクールは、3年間を通じて経験的教育を取り入れている。さらに我々は、ロースクールのより早い段階で、実際の依頼者、事件および主張に直接的に取り組むことができるよう継続的に試みている。現在のところ、この種の「実際の依頼者 (live-client)」の体験を1年生にもたらしことは、まだ野心にとどまっている。

(5) CUNY ロースクールは、先進的な法学教育と、卒業生の公益・公共サービス就職率において、いまだに全米のリーダーである。

1. 第 1 学年 (1L)

a. ローヤリング・セミナー (アンドレア・マッカーデル教授, CUNY ロースクール)

経験型教育への学生の導入は、大部分が、必修授業であるローヤリング・セミナーで行われる。

実務に備えた卒業生を輩出するため、CUNY は 3 年間を通じた強力な経験型教育をカリキュラムに導入してきた (夜間パートタイムの学生の場合は 4 年間)。第 1 学年では、全学生が 8 単位のローヤリング・セミナーを履修する。(昼間学生は秋学期に 4 単位、春学期に 4 単位を取得する。夜間学生は、今後すぐ、秋、春および夏学期を通じて 8 単位を取得するようになる。) 授業はおよそ 16 人から 18 人ずつの小クラスで行われ、実際の事件に基づいたり実際の事件から着想を得たりして作成された模擬事件において、弁護士としての役割 (典型的には相談への対応や代理人としての主張) を演じさせる。このセミナーは多くの書面課題が出される。このセミナーにおける弁護士業務という文脈から、役割に基づいた書面作成が求められる。

典型的には、秋学期のセミナーにおいて、学生はアドバイザー (相談を受ける側) の立場に立ち、依頼者の状況が訴訟となった場合、裁判所がどのように判断すると考えられるかについて、予測的に評価する書面 (形式は法律事務所内のメモや依頼者へのレター) を作成する。このほかに、模擬交渉、依頼者からの聞き取り・相談などの他の法律業務にも、前者には通常、後者にもしばしば参加する。春学期には、学生は依頼者の代理人としての立場に立ち、裁判所への準備書面を作成し、また口頭弁論に参加する。

低い学生・教員比率のおかげで、教員は容易に学生と共同で作業を行い、学生の成果に対して、文書や口頭で個別のフィードバックを行うことができる。ローヤリング・セミナーは、法律業務の社会正義という側面に焦点を当てながら、専門家の役割とアイデンティティの紹介、法律業務の様々なスキルの導入と発展、そして法律家の倫理的責任の認識という重要な目標をも有している。CUNY ロースクールはアドボカシーと依頼者の代理を強く指向しており、公益実務の経験を有する教員を擁しているため、多くのロースクール教員が、ローヤリング・セミナーを順番で担当している。

最近、労働者による競業禁止条項の有効性への争いを含む労働法・契約法に関するシミュレーション書面課題を開発した。適用される法理論には、実体法に関する 3 つの考慮要素によるテストがあり、また重大な政策上の考慮を求め

るものである。より公益を指向したものとし、本物らしく意義深くするために、登場人物（競業避止を争う食品販売者と小規模事業者）は、いずれも勤勉で移民出身とするシナリオにした。

アドボカシー（弁論）のシミュレーションは、しばしば家族法と不法行為法に基づいている。口頭弁論に相当の時間を割き、またその経験から学生は準備書面を修正する。教育上、学生の書面は、弁論で用いることで、より明確かつシャープになると考えている。これは実務における順序とは異なるが、書面を向上させ、最終書面の前に模擬弁論を行うという実務を推奨する結果となっている。

b. 刑法（ベイブ・ホーウェル教授，CUNY ロースクール）

第1学年の法理論の授業における経験型教育の利用は、「モジュール型」ないし独立した課題となっている。その一例が、ベイブ・ホーウェル教授が刑法の授業で行っている「移動する対象」に関する課題である。

資料

- ①行政法2113節
- ②地元新聞の記事
- ③起訴状

資料①

行政法2113節（フラッシング・メドウズ・コロナ公園における乗物禁止）
フラッシング・メドウズ・コロナ公園において乗物を利用してはならない。
違反者はB級軽犯罪に処する。

資料②

地元新聞記事

乗物禁止！

6歳のカール・スパックラーがフラッシング・メドウズ・コロナ公園でタクシーにはねられた不運な事故への対応として、市議会は本日、公園においてあらゆる種類の乗物を禁止する条例を可決した。提案者は市議会議員のビビアン・

ストーンだ。フラッシング・メドウズはクイーンズの子どもたちにとって安全な場所であり、またすべての人にとって静かな休息所でなければならないと、彼女は発言した。ストーンによれば、ニューヨーク市には公園内の交通に関する条例が存在せず、また地元の公園内の交通を規制する州法も存在しないという。フラッシング・メドウズ・コロナ公園乗物禁止条例は、全会一致で可決された。

資料③

起訴状

ニューヨーク州人民

対

DKT # 2017Q10233

ジョン・スミス (17)

第112管区捜査官ティモシー・ブラウンは、宣誓の上、2017年6月9日、午後4時から午後4時30分までの間、ニューヨーク州クイーンズ郡フラッシング・メドウズ・コロナ公園において、被告は、

行政法2113節フラッシング・メドウズ・コロナ公園における乗物禁止 (B 級軽犯罪)

に違反した、と述べる。

証人の情報の根拠：

証人は、2017年6月9日午後4時から午後4時30分の間、メドウズ湖横のフラッシング・メドウズ・コロナ公園において、被告人ジョン・スミスが、電動キックスクーターに乗っていた。

準備 (5分)

- ・ニューヨーク市
- ・大規模公園：フラッシング・メドウズ
- ・法令：「公園内における乗物禁止」

却下申立て

- ・制定法はこの状況には適用されないという主張。
 - 「彼はやっていない」ではなく。
 - 「彼は有罪か無罪か」ではなく。
 - 制定法がまったく適用されないか、あるいは適用されるか。
- ・制定法が適用されるか：解釈の問題
 - 制定法解釈の3つの基本的なツール
 - ◇ 明文
 - ◇ 意図
 - ◇ 目的

仮想事案1：22分ずつ

- ・電動スクーター：毎時15マイル，電動モーター
- ・スクーター氏9人：3人グループ×3
- ・リバーサイド市9人：3人グループ×3
- ・裁判官9名：3名の合議体×3

各グループ内で5分議論，2-3分でプレゼンテーション。両サイドは

- ・役割分担をする：同じ点を繰り返さない。
- ・起立し「裁判長閣下」と述べ，名前を告げる。

裁判官から弁護士への質問3分間。

- ・裁判官：双方の弁論を踏まえ，正しい制定法解釈に関連する質問を当事者に
行う。

自由討論5分間。

意見・反対意見の発表2分間。意見には，結論と理由が含まれる。可能な限り明確な規範を示すこと。全員一致の決定においても，当該規範のマイナス面を議論すること。

- ・最終回答は？

仮想事案2：22分

- ・スムージー氏：アイスクリーム・トラック
- ・緊急搬送のために公園を通る医師の運転手

事後ブリーフィング10分

・ 関連する目標

- 全ての刑法は制定法
- ごく簡単な制定法においても多くの争点
- 裁判官が制定法の文言を解釈する。
 - ◇ 文言（乗物禁止であれば、乗物は禁止される。）
 - ◇ 意図（スクーターを対象とする意図はなかった。）
 - ◇ 目的（安全、環境、静粛、利用）
- 過去の決定により決める（先例）
 - ◇ 義務的先例（同じ州の上級裁判所）
 - ◇ 説得的先例（他の管轄権の裁判所、同管轄権内の同じ審級の裁判所）
 - ◇ 異なる裁判所は異なった決定を行うので、関連する管轄権における過去の解釈を確認する。
- 誰でもスキル・知識・見方を持っている。
- 個人の経験を用いる。よく考え学ぶ。
- 参加・協力
- 判例を読むと同時に関与や議論からも学ぶ。紙だけより問題が明確になる。

c. 契約法（デボラ・ザレスン教授，CUNY ロースクール）

下記のシラバスの一部が示すとおり、ザレスン教授の授業は、経験型というよりはより「スキル」重視である。

シラバス：

この授業は3つの具体的な指導・学習上の目的がある。

- a. 重要な理論上の枠組みや法律実務上の問題点に注意を払いながら、基本的な契約法の法理論を理解する。
- b. アカデミックな技術（事案要約，ノートテイキング，まとめ，試験準備および口頭コミュニケーション）と，法律上の立論の技術（事実の取扱い，規範の取扱い，争点の特定，法的・政策的分析）の向上
- c. 効率的な組織・時間管理の向上

法理論上のテーマ	読書課題	スキルと宿題
契約法入門	教科書 pp.3-8, 15-25 ワークブック pp.3-6	<u>アウトライン</u> 授業後、シラバスを用いて、コースのアウトラインの骨組みを作成しなさい。これと目次と今日の授業の議論のノートとを比較し、追加すべき詳細を探しなさい。これがあなたのコース・アウトラインの始まりになります。異なる法理論を学ぶにつれて、セメスターを通じて記入していきます。
契約法の3つの原則 A. 交換原則 <i>Kirksey v. Kirksey</i>	教科書 pp.27-40 ワークブック pp.19-20 (検討)	<u>理論的見地</u> 教科書と授業の議論では契約法における理論的見地、特に新古典派経済理論および社会経済理論（批判的法学理論）の役割を紹介します。
契約法の3つの原則 B. 信頼原則 <i>Ricketts v. Scothorn</i>	教科書 pp.40-46 ワークブック p.21	<u>ノートテイキング</u> <i>Ricketts</i> 判決をノートテイキングの題材として用います。授業後 TWEN 上に <i>Ricketts</i> 判決に関する質問を掲示します。同級生や勉強会で議論することもできます。ノートから回答できるようにしてください。もしノートから回答できない場合、あるいは友人の回答と異なる場合、どうすればよいでしょうか。これが解決したら、ノートを改定し、ギャップを埋めてください。次回、正確性と完全性を確保するにはどうすればよいでしょうか。
契約法の3つの原則 C. 原状回復原則 <i>Cotnam v. Wisdom</i>	教科書 pp.46-47, 49 ワークブック pp.22-23	<u>争点の特定</u> 原状回復請求の3つの要件を特定しなさい。この事件ではそのどれが争点でしたか。Catnam 事件におけるどの事実が、各要件と関わっていましたか。

2. 第2学年 (2L)

a. ローヤリング・セミナー

第2学年（夜間プログラムの場合は3年目）において、すべての学生が、3つ目のローヤリング・セミナー（4単位）を取得する。これらセミナーでは、より広い法律業務上の役割に取り組むほか、学生は、実務の分野から選択することができる（刑事弁護、公判実務、行政への働きかけ、裁判所書面作成、コミュニティ開発志向の取引業務、非営利組織の設立と代理、調停など）。各セ

ミナーはおよそ12～16人からなり、それぞれ関連する法実務分野において集中的な書面作成を行い、また専門家の役割、アイデンティティおよび責任の問題についてさらに学生に考えてもらう。第1学年と第2学年のローヤリング・セミナーは、学生が学ぶべき基本線となり、ロースクールのクリニック・プログラムにおける法律業務への橋渡しとなっている。

i. 刑事弁護ローヤリング・セミナー (スティーブン・ザイドマン教授, CUNY ロースクール)

刑事弁護ローヤリング・セミナーは、刑事弁護クリニックの前提科目であり、ニューヨーク市刑事裁判所や、関係する囚人の権利、刑事司法の各問題(独房収容への異議、保釈準備や保釈取消し面接、刑事上訴、恩赦申請など)において、資金のない若者・大人を熱心かつ知識を持って支援し代理できるよう、学生を準備する。直接の依頼者の代理は主にクリニックで行うが、ローヤリング・セミナーにおいても、ニューヨーク市教育局による学校登校停止処分に先立つ聴聞における子ども、ニューヨーク市警察による資産差押えの聴聞に直面している人びと、また仮釈放の聴聞の準備や恩赦申請を提出する収容者などを代理する機会があることもある。

セミナーでは、ニューヨーク州の刑法および刑事手続の憲法的・制定法的分析について集中的に指導する。学生は、ローヤリングおよび公判における説得の技術を学ぶ。これには、事実および法律調査、調査と書面作成、面接、相談および交渉が含まれる。刑事手続の概要は、逮捕から公判を経るまでの刑事事件の全過程を検討することにより学習し、被拘束者の権利について検討する。

授業での視察や読書を通じて、学生は刑事事件の重要な段階、特に刑事司法システムが有色人種のコミュニティに与えている影響について学ぶ。教育上の方法論としては、講義、議論、観察およびシミュレーションが用いられる。シミュレーションとフィールドワークのほか、刑事弁護の文脈で発生する特別な倫理上の問題点について検討する。また、ニューヨーク州刑法の一つないし複数の条文の詳細な分析を必要とする問題について、調査と法律メモの作成を行う。

刑事弁護セミナーでは、最近、弁護を必要とする人に支援を提供し、学生により法が人びとに直接的に影響するあり方を見てもらうために、「手を貸そうプロジェクト」を開始した。この数年間、刑事弁護教員や学生は、恩赦や仮釈放についての働きかけ、援助および代理を行ってきた。この結果、我々は多くの人びとに出会い、何らかの援助を求める被拘束者から多くのレターを受け取

るようになった。「援助」というのは意図的に選ばれた表現であり、この段階では、できる限りの援助は提供するが、実際の法的代理は行わない。

支援対象者は、様々な疑問を有している。国外退去の最終命令を争うことはできるか。国外退去までに全刑期を終えなければならないのか。外部通勤プログラムへの参加の要件を満たしているか。仮釈放申請の拒否決定について争う根拠はあるか。釈放日は正確か。性犯罪者として登録されるか。学生は、支援対象者と面談し、関連法令を調査し、メモを作成する。この作業によって、学生を多くスキルと価値観とを学び、CUNY ロースクールに入学した理由である社会正義という動機をさらに涵養することになる。

注：刑事弁護ローヤリング・セミナーを成功裏に履修した全学生は、自動的に第3学年において刑事弁護クリニックに登録される。「手を貸そうプロジェクト」で支援した多くの人びとが、その後クリニックの依頼者となる。

ii. 裁判所の観点からの書面作成ローヤリング・セミナー (アンドレア・マッカードル教授, CUNY ロースクール)

裁判所の意見が存在せず、裁判所は事件について審理し判決するものの結論だけを宣告し書面でその理由を明らかにしない司法システムを考えてほしい。判決に、裁判所がその結論に至った理由の文章による分析を欠くこととなったら、何が失われるだろうか。法理論の発展にどのように影響するだろうか。裁判所の意思決定の根拠について当事者や代理人はどのようにアクセスすればよいだろうか。

この書面作成を中心とするローヤリング・セミナーは、裁判所の意見の起案、分析および利用におけるこれらや他の疑問に対処することを目的とする。この内容と検討分野は、特に裁判所における調査官やインターンシップを検討している学生や、上級裁判所の説得に関心を持つ学生が、特に関心を持ち意味があるであろう。検討の対象は、裁判所における起案、意見の概念化と起案における裁判所調査官の役割、決定における共感の役割、アメリカの上訴審の意見における非コンセンサス型 (あるいは独自の声明という特権) の伝統、一つの事件における各意見の解釈と利用にあたっての裁判所と代理人の課題、「法廷の友」書面の機能、裁判所の書面における社会正義の観点の顕在化、司法積極主義を含む司法上の哲学と裁判所の書面との関係、意見の起案における法の組み立てと事実の使い方、先例の効果・先例拘束性の再検討、「非公表」意見を裁判所が作成する新たな流れとこれら意見の先例としての位置づけ、社会科

学の証拠としての利用、裁判所の「声」の特定などである。

このコースでは、連邦最高裁判所に係属中の事件のベンチ・メモや意見の起草を含む課題を通じて、裁判所の書面の「実務」に特に注意を払っている。学生は、当該事件の口頭弁論を聞き、「ベンチ・カンファレンス裁判官席での協議」に参加して、争点、法的基準、証拠、そして様々な判決の政策的な含意について議論する。セミナーでは、重要なテーマを明らかにしてくれる裁判所の意見（有名なブッシュ対ゴア事件および南東ペンシルバニア・ブランドベアレントフード対ケイシー事件を含む）を精読し、判事の文章や上記の分野に関する法学者の文章を分析する。また司法の役割に関連して、最近の連邦最高裁判事の上院での聴聞の発言を分析する。判事の観点からこれらを取り上げるほか、弁論を行う事件において裁判所がどのように意見を書くかについて予測し書面を通じて影響を与えなければならず、裁判所の意見を書面において利用する代理人の立場からもこれを検討する。

しばしば、セミナーを裁判官が訪ね、意見作成へのアプローチについて議論する。学生はさらに、追加的な書面作成プロジェクトを行うことがある。これには、教員の許可と人数制限によるが、ニューヨーク市の裁判所や行政審判への短期間の在籍とそこでの書面作成がふくまれる。あるいは、教員の許可のもとに、セミナーのテーマの一つについて論文や文書プロジェクトを完成することもできる。

このセミナーでは、法律書面作成、調査、精読、分析的スキル、裁判所の働きを理解、および書面および口頭での弁論への裁判官の反応に基づくより深い代理人としての戦略の分析を学ぶ機会を提供している。

b. 刑事手続（スティーブン・ザイドマン教授，CUNY ロースクール）

このコースは、法執行機関が証拠収集のために利用する様々な調査技術について、その有効性と民主主義社会における妥当性を含め検討する。第4修正、第5修正および第6修正に関するここ25年間の基本的な憲法判例を学習する。検討対象には、停止・身体捜検、不合理な搜索差押えの禁止の強制方法としての証拠排除ルール、人種によるプロファイリング、技術とプライバシーの関係、警察による尋問と人定手続が含まれる。刑事弁護セミナーやクリニックを第2学年や第3学年で履修することを希望する学生は、このコースも履修することが強く推奨される。また司法試験の準備のためにも推薦される。

授業は、ソクラテスメソッドと、学生に弁護人、検察官および裁判官の役割を演じてもらうことの双方で進行する。影響の大きい、尋問に関する判例であ

るミランダ対アリゾナ州事件の議論は、まず事実、争点、規範およびその適用を確認するところから始まる。その後、検察官および捜査官による実際の尋問のビデオが、大画面に投影される。ビデオは、権利の読み上げは十分か、権利の放棄は理解の上任意かつ理性的に行われたかという争点を提起するものであり、また倫理上の問題点も埋め込まれている。学生は、法律上ないし倫理上の問題を発見したときはテープを止めることを求めるよう指示を出される。ここで、クラスは弁護士、検察官および裁判官の3つに分かれ、それぞれの立場を立論する。ビデオテープの最後では、実際に事件を担当した弁護士が、裁判所の最終的な判決を論じ、またすべての関係者について学生が知らぬ間に有している多くの先入観を指摘する。

重要な停止・身体捜検および搜索差押えの判例であるテリー対オハイオ州事件についても、同様の課題を行う。学生には、実際に停止・身体捜検が全面的に争われた事件から取った、起訴状、関係書類、逮捕した警察官の大陪審における証言が配布される。授業では、まず争点を確認した後、逮捕の数ヶ月後に行われた公判前の証拠能力尋問の記録を読む。なぜ警察官の証言が、関係書類や大陪審における尋問とうまく一致しないのかを議論する。その後、近くの店舗から弁護士が入手した事件の実際のビデオテープが大きな画面に上映される。学生は、何か法的な問題を発見した際にはテープを止めることを求めるよう指示され、クラスは弁護側・検察官側・裁判官側に分かれて、その問題について議論する。実際のビデオテープを利用することにより、搜索差押問題の流動性を理解するために必要な「コマ止め」分析を可能にし、また我々が有する先入観と、知らぬ間に事実と事実の間のギャップを埋めていることが明らかになる。

ミランダ事件とテリー事件は、法をどのように事実に適用するかに関するものであり、授業の試験、司法試験や実務において十分な事実を論じることの重要性を確認する課題の例である。

3. 第3学年 (3L)

CUNY ロースクールのクリニック・プログラムは、全米の法学教育中、最良のものの一つと認識されている。我々のクリニック・プログラムは、完全な機能を有するロースクール内の公益法律事務所であり、学生の複数の経験型の機会の集大成を示すものでもある。クリニックは、教室から実務への移行の極めて重要な段階を占めている。我々のクリニックは、十分な支援を受けなが

ら、公益法の実務に携わり、貴重な法律業務の技術を磨き、また現実の経験を得る貴重な機会を提供している。

大半のロースクールでは、クリニックの体験を受けられる学生は限られているが、CUNY ロースクールでは、すべての3年生が、6つのクリニックの一つか、3つの実務クリニックの一つを履修しなければならない。メイン通りリーガルサービス社の支援の下、クリニックでは監督下での実際の依頼者の代理を行うことができる。実務クリニックは、綿密な指導下にある外部事務所で行われる。

CUNY ロースクールのクリニック・プログラムは、コミュニティと個人を強化するために、地元の団体や国家機関、国際機関と協働している。毎年、我々のクリニックなしでは司法にアクセスできなかった数百人に法的代理を提供している。

【付記】本稿は、2018年4月20日に開催された早稲田大学比較法研究所の公開講演会の講演原稿を、当日に通訳を務めていただいた福田健治弁護士に翻訳を依頼したものである。講師の Zeidman 教授は四宮啓弁護士に紹介いただいた。また、本講演会は次の団体・箇所による共催をいただいた。臨床法学教育学会、本学臨床法学教育研究所、および比較法研究所アメリカ最高裁研究会。関係各位に講演会世話人として感謝申し上げます。宮川成雄（比較法研究所研究員・法務研究科教授）